**淡路広域水道企業団指定給水装置工事事業者**

**各種申請のご案内**

目次

[指定事業者新規申請 2](#指定事業者新規申請)

[指定事業者更新申請 4](#_指定事業者更新申請" \t "_top)

[指定事項の変更 6](#_指定事項の変更)

[給水装置工事主任技術者の選任・解任 7](#_給水装置工事主任技術者の選任・解任)

[事業の廃止、休止又は再開の届出 7](#_事業の廃止、休止又は再開の届出)

[事業者証の再交付 7](#_事業者証の再交付)

【申請受付場所】

**淡路広域水道企業団　工務課**

〒656-0452　兵庫県南あわじ市神代浦壁792番地6

電話　0799-42-5896

FAX　0799-42-7329

# **指定事業者新規申請**

淡路広域水道企業団の指定給水装置工事事業者として、指定を受けるための手続きは下記のとおりです。

【提出書類】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個人 | 法人 | 申請時にお持ちいただくもの | 備考 |
| 〇 | 〇 | **「指定給水装置工事事業者指定(更新)申請書」(様式第1号)** | 表面と裏面があります。両面とも記入してください。 |
| 〇 | 〇 | **「機械器具調書」(別表)** | それぞれの機械器具の写真も添付してください。 |
| 〇 | 〇 | **誓約書(様式第2号)** |  |
| 〇 | - | **住民票もしくは外国人登録証書の写し** | 発行日から3ヵ月以内のものを添付してください。※個人番号は表示しないでください。 |
| - | 〇 | **定款の写し** | 直近のものを添付してください。 |
| - | 〇 | **登記事項証明書もしくは登記簿謄本** | 発行日から3ヵ月以内のものを添付してください。 |
| 〇 | 〇 | **「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3号)** |  |
| 〇 | 〇 | 選任される主任技術者の**免状もしくは技術者証の写し** | 選任する主任技術者全員分を添付してください。 |
| 〇 | 〇 | **「指定給水装置工事事業者　指定更新時確認書①」(様式第7号)** | 表面と裏面があります。両面とも記入してください。 |

【申請手数料】

申請書が適正であることを確認後、指定申請手数料として**10,000円**徴収いたします。

【申請の受付】

　指定申請の受付は随時受付をしております。指定日までの期間は、申請から1ヵ月程度です。

提出いただいた書類に不備等がなければ、手数料の納付書を郵送いたしますので、指定された納期限までにお支払いください。

【提出書類の記入方法】

1.「指定給水装置工事事業者指定(更新)申請書」(様式第1号)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 個人 | 法人 |
| 表面 | 「申請者」欄※1 | 「住民票」のとおり記入してください。 | 「登記事項証明書」のとおり記入してください。 |
| 「役員」欄 | 記入不要 | 代表取締役から監査役までの役員全員を記入してください。 |
| 「事業の範囲」欄 | 所得税の確定申告書等を参照して記入してください。 | 登記事項証明書の「目的」欄※2を参照して記入してください。 |
| 裏面 | 「事業所の名称・所在地」欄 | 表面の「申請者」と同じ場合でも記入してください。また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入してください。 |
| 「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄 | 選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名と免状の交付番号を入力してください。 |

※1申請者等本人が自書する場合、押印は不要です。パソコンで打ち出すなど本人が自書しない場合、法人の場合は代表者の印を、個人の場合は代表者の個人印を押してください。（他の様式も同様）

※2事業の範囲欄には、「土木工事事業」等ではなく、「管工事業」「給排水設備工事業」「水道工事業」といった給水装置に関する事業を行う者であることが、明確に確認できる事項を記載してください。

2.「機械器具調書」(別表)

　それぞれの機械器具について、必ず1種類以上記入してください。

3.「誓約書」(様式第2号)

　次のいずれにも該当しないものであること。

　イ　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

　ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　ハ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

　ニ　第10条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

　ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

　ヘ　法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

【指定の有効期限】

指定の有効期限は指定日から5年となります。(有効期限はお渡しする指定事業者証に記載)

　有効期限が近づきましたら、更新のお知らせ等に関する書類を事前に郵送いたします。

# 指定事業者更新申請

指定給水装置工事事業者の指定の有効期限は、水道法25条の3の2により5年となっています。更新対象の方には、申請方法に関する書類を事前に郵送いたします。

　更新申請に関する手続きは、以下のとおりです。

【提出書類】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個人 | 法人 | 申請時にお持ちいただくもの | 備考 |
| 〇 | 〇 | **「指定給水装置工事事業者指定(更新)申請書」(様式第1号)** | 表面と裏面があります。両面とも記入してください。 |
| 〇 | 〇 | **「機械器具調書」(別表)** | それぞれの機械器具の写真も添付してください。 |
| 〇 | 〇 | **誓約書(様式第2号)** |  |
| 〇 | - | **住民票もしくは外国人登録証書の写し** | 発行日から3ヵ月以内のものを添付してください。※個人番号は表示しないでください。 |
| - | 〇 | **定款の写し** | 直近のものを添付してください。 |
| - | 〇 | **登記事項証明書もしくは登記簿謄本** | 発行日から3ヵ月以内のものを添付してください。 |
| 〇 | 〇 | **「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3号)** |  |
| 〇 | 〇 | 選任される主任技術者の**免状もしくは技術者証の写し** | 選任する主任技術者全員分を添付してください。 |
| 〇 | 〇 | **「指定給水装置工事事業者　指定更新時確認書①」(様式第7号)** | 表面と裏面があります。両面とも記入してください。 |
| 〇 | 〇 | **指定給水装置工事事業者講習会の受講を証明する書類の写し** | 過去5年以内のものを添付してください。 |
| 〇 | 〇 | **「指定給水装置工事事業者　指定更新時確認書②」(様式第8号)** |  |
| 〇 | 〇 | **給水装置工事主任技術者研修等の受講を証明する書類の写し** | 過去5年以内のものを添付してください。 |
| 〇 | 〇 | **「指定給水装置工事事業者　指定更新時確認書③」(様式第9号)** | 資格等を保有している場合は、写しを添付してください。 |

【更新手数料】

申請書が適正であることを確認後、更新手数料**10,000円**を徴収いたします。

手数料納付の確認後、指定給水装置工事事業者証と受領証を郵送いたします。

受領証に捺印後、従前の事業者証とともに返送してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個人 | 法人 | 交付時にお持ちいただくもの | 備考 |
| 〇 | 〇 | **指定給水装置工事事業者証受領書** | 受領した日付の記入と、捺印をしてください。 |
| 〇 | 〇 | **指定給水装置工事事業者証(旧)** | 従前の事業者証を返送してください。 |

【提出書類の記入方法】

1.「指定給水装置工事事業者指定(更新)申請書」(様式第1号)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 個人 | 法人 |
| 表面 | 「申請者」欄※1 | 「住民票」のとおり記入してください。 | 「登記事項証明書」のとおり記入してください。 |
| 「役員」欄 | 記入不要 | 代表取締役から監査役までの役員全員を記入してください。 |
| 「事業の範囲」欄 | 所得税の確定申告書等を参照して記入してください。 | 登記事項証明書の「目的」欄※2を参照して記入してください。 |
| 裏面 | 「事業所の名称・所在地」欄 | 表面の「申請者」と同じ場合でも記入してください。また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入してください。 |
| 「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄 | 選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名と免状の交付番号を入力してください。 |

※1申請者等本人が自書する場合、押印は不要です。パソコンで打ち出すなど本人が自書しない場合、法人の場合は代表者の印を、個人の場合は代表者の個人印を押してください。（他の様式も同様）

※2事業の範囲欄には、「土木工事事業」等ではなく、「管工事業」「給排水設備工事業」「水道工事業」といった給水装置に関する事業を行う者であることが、明確に確認できる事項を記載してください。

2.「機械器具調書」(別表)

　それぞれの機械器具について、必ず1種類以上記入してください。

3.「誓約書」(様式第2号)

　次のいずれにも該当しないものであること。

　イ　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

　ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　ハ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

　ニ　第10条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

　ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

　ヘ　法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

【指定の有効期限】

次回更新までの指定の有効期限は、現在の有効期限満了日の翌日から起算して5年間です。

(例)現在の指定の有効期限　2023年9月29日→次回の指定の有効期限　2028年9月29日

# **指定事項の変更**

　氏名及び所在地等の指定事項に変更があった場合、変更があった日から**30日以内**に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(様式第4号)を提出してください。

【提出書類】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名又は名称の変更 | 住所の変更 | 代表者の変更(法人) | 役員の変更 |
| 個人 | 法人 | 個人 | 法人 | 本社 | 事務所 | 法人 |
| 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(様式第4号) | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」(様式第5号) | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | - | - | - |
| 添付書類 | 誓約書(様式第2号) | - | - | - | - | 〇 | 〇 | 〇 |
| 定款(写し) | - | 〇 | - | 〇 | 〇 | 〇 | - |
| 登記事項証明書 | - | 〇 | - | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 住民票 | 〇 | - | 〇 | - | - | - | - |

※定款は直近のもの、登記事項証明書及び住民票は発行日から3ヵ月以内のものを添付してください。※氏名又は名称の変更、住所の変更を行う場合、指定給水装置工事事業者証を再交付いたします。従前の事業者証は、新たな事業者証を受領後、返送していただきますので、ご了承ください。

# 給水装置工事主任技術者の選任・解任

　給水装置工事主任技術者を新たに選任または解任する場合は、当該事由が発生した日から**14日以内**に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3号)を提出してください。

　なお、給水装置工事主任技術者を選任するときは、**主任技術者免状もしくは主任技術者証の写し**を添付してください。

# 事業の廃止、休止又は再開の届出

　廃業、休止又は再開があったときは、次のとおり「給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」(様式第6号)を提出してください。

▪廃止、休止　当該廃止又は休止の日から**30日以内**

▪再開　　　　当該再開の日から**10日以内**

※廃止の場合は、「淡路広域水道企業団指定給水装置工事事業者証」を返納してください。

# 事業者証の再交付

　紛失・汚損等により、「指定給水装置工事事業者証」の再交付を希望される場合は、「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」(様式第5号)を提出してください。従前の事業者証をお持ちの場合は、返納してください。